

第8号様式（第12条関係）

島原市指令5環第52号
令和6年3月21日



転載・複写禁止

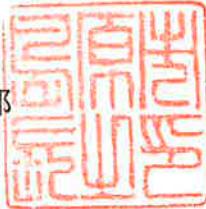
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐世保市千尽町3番地47

氏 名 株式会社 縣北衛生社

代表取締役 外間 広一

島原市長 古川 隆三郎



令和6年2月16日付で申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 許可番号 | 島原市許可第2003号 |
| 2 事業の範囲 | |
| (1) 業の区分 | 収集運搬業 |
| (2) 取り扱う廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） |
| 3 許可年月日 | 令和6年4月1日 |
| 4 許可の有効期限 | 令和8年3月31日 |
| 5 許可の条件 | 裏面のとおり |

一般廃棄物収集運搬業許可条件

1. 収集運搬に関する基準

- イ 作業区域内の一般廃棄物の収集運搬は、関係法令を遵守し、市の収集計画に従い行うこと。
- ロ 一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ハ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流失し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ニ 収集運搬する廃棄物は、島原市内において発生した一般廃棄物であること。

2. 帳簿の記載

一般廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、下記のとおり取り扱うこと。

(1) 記載事項（一般廃棄物の種類毎に記載）

- イ 収集又は運搬年月日
- ロ 収集区域又は受入先
- ハ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

(2) 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

(3) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

3. 実績報告

島原市の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第18条第1項による一般廃棄物収集運搬業業務実績報告書について、各月の1日から15日までの帳簿の写しをその月の20日までに、16日から月末までの帳簿の写しを翌月の5日までに市長（環境課：クリーン資源班）へ提出すること。

4. 許可の表示

収集運搬を行う車両の側面及び後部に「一般廃棄物収集運搬業 島原市許可〇〇〇〇号」と表示すること。
(ステッカーやマグネットでもよいが脱落しないようにすること)

5. 可燃ごみの搬入出ルート

可燃ごみは、市道二軒茶屋海岸線又は市道前浜1号線ルートを利用して「東部リユースセンター」へ搬入すること。

6. その他

事務処理上の諸帳簿の整理及びその他詳細については、許可証交付時に指示、指導する。